

越前市社会福祉センタートレーニンググループ等運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

越前市健康づくりトレーニング事業の実施及び越前市社会福祉センタートレーニンググループ等の運営について、企画から、広報、集客、管理、運営まで一貫して委託できる候補者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 業務名 | 越前市社会福祉センタートレーニンググループ等運営業務 |
| (2) 業務場所 | 越前市杉尾町第1号27番地1 越前市社会福祉センター |
| (3) 業務内容 | 「越前市健康づくりトレーニング事業実施要綱」に定める事業の実施別添仕様書のとおり |
| (4) 業務期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 契約上限金額
(3カ年総額) | 51,000,000円（固定額・変動額の合計）
（消費税及び地方消費税の額を含む）
【内訳】・固定額：21,000,000円
・変動額：30,000,000円（上限）
※変動額は、利用者が経費として支払う実費徴収金額とする。
実費徴収金額が上限を超える場合は、市と協議する。 |
| (6) 契約形態 | 3か年の複数年契約 |
| (7) 契約条件 | 受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。 |

3 参加要件

本件に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 越前市指名競争入札参加資格者でない者が、本業務の契約相手となった場合には、速やかに越前市指名競争入札参加資格審査申請書及び債権者・受取人登録申請書を提出すること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年1月25日（木）午後5時まで

- (2) 提出方法 質問書（様式第7号）により持参又は電子メールにて提出すること。
注）上記以外の方法による質問に対しては回答いたしません
- (3) 回答日 令和6年1月26日（金）
- (4) 回答方法 市ホームページ上のお知らせ欄に掲載する。

5 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 原本1部
- イ 会社概要（様式第2号） 原本1部
- ウ 契約実績調書（様式第3号） 原本1部
- エ 業務の実施体制（様式第4号） 原本1部
- オ 配置担当者調書（様式第5号） 原本1部
- カ 商業登記簿謄本（写し）及び財務諸表（直前決算3期分）
※越前市指名競争入札参加資格者でない者のみ

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和6年1月31日（水）午後5時まで 提出期限消印有効
- イ 提出場所 越前市役所 市民福祉部 健康増進課
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- 注）郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式第6号） 原本1部
- イ 企画提案内容（様式第6-1号～第6-5号） 原本1部、副本4部
※副本に社名の記載なし
※任意様式での提出可。様式の項目は合わせること。
- ウ 再委託調書（様式第9号） 原本1部 ※再委託する場合のみ
- エ 参考見積書（様式第10号） 原本1部

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時まで 提出期限消印有効
- イ 提出場所 越前市役所 市民福祉部 健康増進課
- ウ 提出方法 持参又は郵送
- 注）郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

7 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

- (1) 出席者は、主たる担当者を含め2名以内とする。

- (2) 原則として各社15分のプレゼンテーション及び30分程度のヒアリング（質疑応答）とし順次個別に行う。
- (3) プレゼンテーション等の内容は提出された企画提案書に基づくものとし、紙資料の追加配付は認めない。
- (4) 説明者は、プレゼンテーション等の会場で説明を行うものとする。その際、資料を画面に投影することを認める。パソコンは説明者が用意するものとする。ただし、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

複数の参加表明があった場合は、全業者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合に参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案書についてのヒアリング等を実施し、(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

評価基準		配点	
1 業務実績・実施体制 (第1次審査)	会社の契約実績、実施体制	10点	
	資格を有した実務担当者等の業務実績	5点	
2 企画提案の内容 (第2次審査)	企画提案1	トレーニングルーム充実への具体的取組み提案	20点
	企画提案2	多目的室（スタジオ）を利用し、生活習慣病予防または健康づくり推進を目的とした運動講座（週12回以上）の具体的取組み提案	20点
	企画提案3	生活習慣病予防の具体的取組み提案	20点
	企画提案4	幅広い世代の運動習慣の定着にむけた具体的取組み提案	20点
3 参考見積書の妥当性（第2次審査）		5点	
合計		100点	

(4) 評価基準 詳細は【別紙1】のとおり

(5) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨五入とする。

(6) 受託候補者の合格基準点

全審査委員の評価点の合計の平均値が60点以上の場合のみ、受託候補者とする。

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

審査結果を書面により通知する。

(2) 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

10 契約の締結

受託候補者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書（内訳明記）を徴する。契約保証金は、越前市契約規則第26条第1項第6号により免除する。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション等に出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積書の金額が契約上限額を超過したとき。

12 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更が生じた場合は、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(7) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、予め文書により申し出ること。

(8) 審査結果は、市ホームページ等により公表する。

1 3 日程（予定）

公告	令和6年1月23日（火）
質問受付締切り	令和6年1月25日（木）午後5時まで
質問回答	令和6年1月26日（金）
参加表明書の受付締切り	令和6年1月31日（水）午後5時まで（当日消印有効）
第1次審査	令和6年2月2日（金）
企画提案書等受付締切り	令和6年2月13日（火）午後5時まで（当日消印有効）
第2次審査	令和6年2月19日（月）
結果通知	令和6年2月26日（月）
契約締結	令和6年3月8日（金）
業務開始	令和6年4月1日（月）
業務期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

1 4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

越前市役所 市民福祉部 健康増進課 担当 松井、小木

TEL 0778-24-2221

FAX 0778-24-5885

電子メール kenkou@city.echizen.lg.jp

図1 契約上限金額(例)

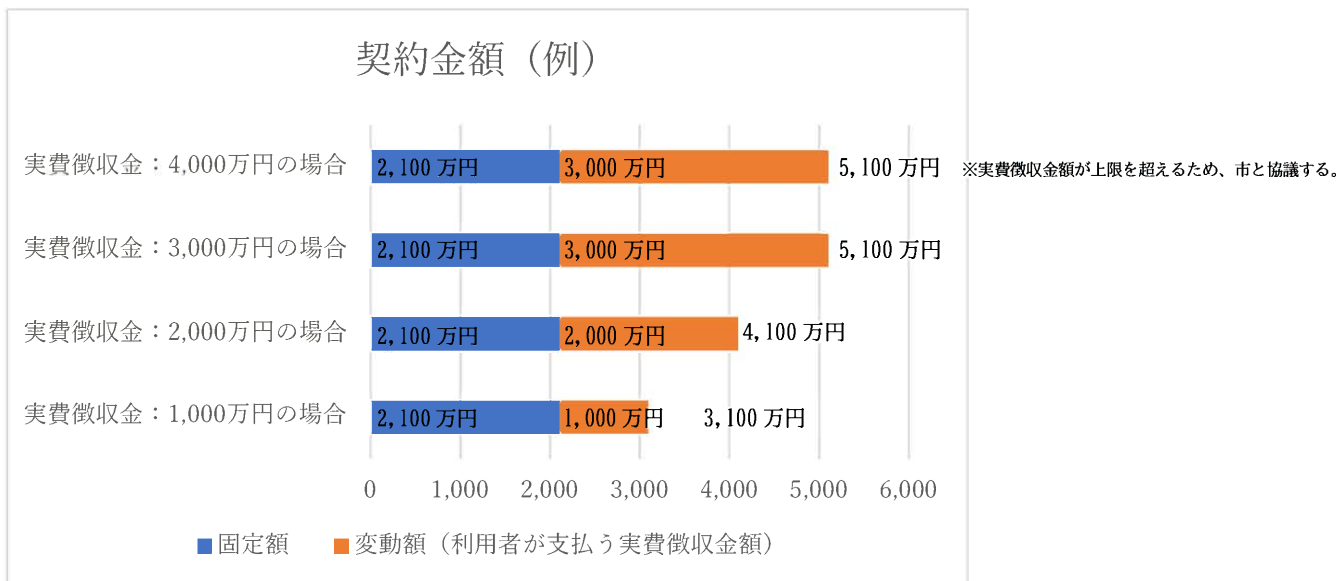


図2 変動額 (利用者が支払う実費徴収金額) の流れ

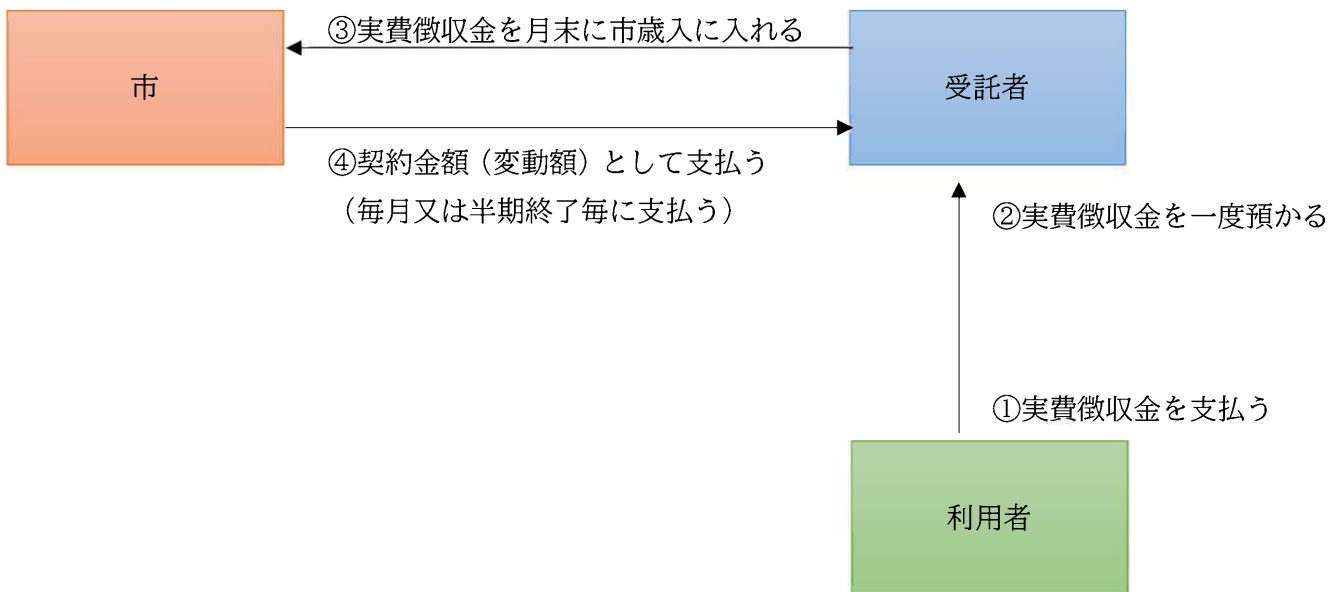


図3 固定額の流れ

